

スーパー定期〔複利型〕

(令和8年9月1日現在適用中)

1. 商 品 名 (愛 称)	・ 自由金利型定期預金 (M型) 〔複利型〕 (スーパー定期)
2. 販 売 対 象	・ 個人組合員および個人組合員家族 ※ 出資金1万円以上お持ちの方が対象となります
3. 期 間	・ 定型方式 3 年、4 年、5 年 ・ 満期日指定方式 3 年超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます
4. 預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利 息 (1) 適 用 利 率 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定利率 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 6 ヶ月毎の複利計算とします
7. 税 金	・ 20% (国税15%、地方税 5 %) の源泉分離課税 ※ 平成25年 1 月 1 日から平成49年12月31日の期間に支払われる利息には復興特別所得税が課税され、20.315% (国税15.315%、地方税 5 %) の税率となります (マル優を利用の場合は除きます)
8. 手 数 料	—
9. 付 加 で き る 特約事項	・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います <table border="1" data-bbox="443 309 1404 887"> <tr> <th>中途解約日までの期間</th><th>期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）</th></tr> <tr> <td>6ヶ月未満</td><td>解約日における普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「6ヶ月」利率×70%</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「1年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「2年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「3年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「4年」利率×70%</td></tr> </table>	中途解約日までの期間	期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「6ヶ月」利率×70%	1年以上2年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「1年」利率×70%	2年以上3年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「2年」利率×70%	3年以上4年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「3年」利率×70%	4年以上5年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「4年」利率×70%
中途解約日までの期間	期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）														
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率														
6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「6ヶ月」利率×70%														
1年以上2年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「1年」利率×70%														
2年以上3年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「2年」利率×70%														
3年以上4年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「3年」利率×70%														
4年以上5年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(Ⅱ)「4年」利率×70%														
11. 金利情報の入手方法	・金利については当組合HPまたは窓口でお問い合わせください														
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください 【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】 【お客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-007-882（サービス番号「7番」） 住所：〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目4番地3 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください ホームページアドレス https://www.shoushin.co.jp 苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています 【しんくみ相談所（(社)全国信用組合中央協会）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 ・紛争解決措置 岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター（058-265-0020）、東京弁護士会 紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁セ														

	ンター（０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申出ください
13. その他参考となる事項	・この商品は預金保険制度の対象です ・保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します